

## 議長

農業委員現在数13名、出席12名、欠席1名、よって、会議は成立いたしました。

これより令和7年度第7回青梅市農業委員会を開会いたします。

はじめに議事録署名委員の指名ですが、会議規則第13条の規定により、第13番 鈴木委員さん、第14番 榎戸委員さんを指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

次に、諸報告について事務局から報告願います。

## 事務局

前回の総会から本日までの日程行事につきまして報告を致します。

9月26日 職務代理・部会長研修会が清瀬市で行われ、石川職務代理、久保田部会長、森田経営部会長にご出席をいただきました。9月29日 農業祭実行委員会が市役所で行われ、加藤会長にご出席をいただきました。10月4日西多摩地方農業委員会連合会 臨時総会が瑞穂町役場で行われ、加藤会長にご出席をいただきました。10月9日から10日 農業委員会会長研修集会在兵庫県神戸市で行われ、加藤会長と私で参加いたしました。10月12日 親子農業体験会 稲刈りは雨の為中止になりました。10月22日 青梅市都市計画審議会が市役所で行われ、加藤会長にご出席をいただきました。10月23日 地域計画第2回協議の場が成木市民センター、沢井市民センターで行われ、加藤会長、天野委員さん、鈴木委員さん、川口委員さんにご出席をいただきました。10月27日 臨時土地部会が市役所で行われ、加藤会長、石川職務代理、土地部会の会員の皆さまにご参加をいただきました。諸報告につきましては以上になります。

## 議長

以上で報告を終わります。次に日程4の議案審議に入ります。

それでは初めに、議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」10件を上程いたします。

それでは、整理番号1番、2番について、野村委員から説明をお願いします。

## 委員

議席番号2番 野村です

整理番号1番について説明します。

10月27日 申請人、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番にはイチジク、栗、キウイフルーツ、ナス、ダイコン、白菜、ネギ、サツマイモ、ノラボウ、タラの芽が植えてありました。地番には、柿、ブルーベリーがうえてありました。

地番には、栗、柿、ブルーベリーが植えてあり3筆ともきれいに管理されておりました。

整理番号2番について説明します。

10月25日 申請人、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番には柿、栗、柚、大根、八ツ頭、ブロッコリー、ナス、インゲン、ワラビが植えてありました。

地番にはキウイフルーツ、里芋、八ツ頭、ネギ、ブロッコリー、白菜、ホウレン草がうえてありました。2筆ともきれいに管理されておりました。よろしくご審議おねがいします。

## 議長

次に整理番号3番について森田委員さんの説明をお願いします。

## 委員

議席番号3番 森田です。

整理番号3番について説明します。

10月25日 本人立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番には梅、里芋、大根、白菜、落花生が植えてありました。

地番には人参、ジャガイモが植えてありました。

地番と地番にはハックルベリー、唐辛子が植えてありました。

地番にはサツマイモ、ニンジン、ブロッコリー、玉ねぎが植えてありました。

地番には落花生、白菜、ネギが植えてありました。

すべてきちんと管理されておりました。よろしくご審議お願いします。

## 議長

次に整理番号4番について久保田委員さんの説明をお願いします。

## 委員

議席番号5番 久保田です。

整理番号4番について説明します。

10月27日 本人立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目田、面積

地番、地目田、面積

地番には梅が12本植えてあり、露地野菜が植えてありました。

地番には梅が12本うえてあり、両筆ともきれいに管理されておりました。よろしくご審議おねがいします。

## 議長

次に整理番号5、6番について新井委員さんの説明をお願いします。

## 委員

議席番号8番 新井です。

整理番号5番について説明します。

10月27日 申請者、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

ここは全てきれいに耕耘されており、これから冬野菜を作付けする予定だそうです。問題ありませんでした。よろしくご審議お願いします。

整理番号6番について説明します。

10月27日 申請者、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番はきれいに耕耘されており、作付け準備中でした。よろしくご審議おねがい

します。

## 議長

次に整理番号7番について梅田委員さんの説明をお願いします。

## 委員

議席番号10番 梅田です。

整理番号7番について説明します。

10月25日 本人立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

ここには白菜、大根、ネギ、カブが植えてありました。前作のハウレン草、白菜の残りがありましたが、きれいに管理されておりました。よろしくご審議おねがいします。

## 議長

次に整理番号8番、9番について石川委員さんの説明をお願いします。

## 委員

議席番号11番 石川です。

整理番号8番について説明します。

10月25日 事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

この土地は、サツマイモ、ナス、ピーマン、ゴマが栽培されており、問題なく管理されておりました。

整理番号9番について説明します。

10月25日 事務局2名と現地調査を行いました。

## 委員

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

ここにはハウスが4棟あり、玉ねぎの苗がありました。問題ありません。よろしくご審議おねがいします。

## 議長

次に整理番号10番について天野委員さんの説明をお願いします。

## 委員

推進委員 天野です。

整理番号10番について説明します。

10月25日 事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

ここには柚、ジンジャー、菊芋、ネギ、キュウリ、ナス、ピーマン、大根が栽培されており、きれいに管理されていました。よろしくご審議おねがいします。

## 議長

以上で、担当委員の説明は終わりました。本件につきまして御質疑ございませんか。

## 議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 11 名]

## 議長

挙手11名により、可決されました。

よって、議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」8件は

原案のとおり証明することに決定いたしました。

## 議長

次に議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について(移転)」1件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

## 事務局

それでは、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について(移転)」1件を御説明申し上げます。議案の3ページを御覧ください。

整理番号1番

譲渡人の                      さん、                      さんから譲受人の                      さんへの売買契約でございます。

《譲渡人の住所、氏名、譲受人の住所、氏名、職業、耕作面積、世帯員、申請地、譲受人理由を読み上げ》

本案件について、農地法第3条の許可を得るためには、“農地法第3条第2項各号”に該当しないことが求められます。この判断については《議案第3号 別紙1》の調査書を御覧ください。

まず、第2項第1号。許可することにあたって、許可を受ける農地について土地のすべてを効率的に利用できることが求められますが、譲受人および世帯員等の耕作状況、必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと判断しました。

次に第2項第2号および第3号については、適用致しません。

次に第2項第4号。許可することにあたっては、譲受人および世帯員等が農作業常時従事できることが求められます。この農作業常時従事とは、農地法施行規則により150日となっております。本案件につきましては、譲受人およびその世帯員等は、農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると判断しております。

第2項第6号。本案件については、転貸ではございませんので、適用致しません。

## 事務局

最後に第2項第7号。許可することにあたっては、農地の権利移動を行うことで、地域調和が乱されることがないことが求められます。本案件については、露地野菜を栽培する計画であり、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障は生じないものと判断致しました。

なお、現地調査でございますが、10月20日に新井委員さんで行いまして、調査結果は許可するに相当であるとの判断となりました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

## 議長

事務局の説明は終わりました。

次に整理番号1番について、新井委員さんからの補足説明はなにかございますか。

## 委員

議席番号8番 新井です。

整理番号1番については、露地野菜を中心に、イチゴ、大根、ネギを作付けしていきたいとのことです。

## 議長

担当委員からの補足説明はおわりました。本件につきまして御質疑ございますか。

## 議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 11 名]

## 議長

挙手11名により、可決されました。

よって、議案第2号「農地法第3条に規定による許可申請について(移転)」1件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

## 議長

次に議案第3号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定により事業計画の認定についての決定について」1件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

## 事務局

それでは議案第3号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画の認定についての決定について」御説明いたします。議案の4ページを御覧ください。

本議案につきましては、青梅市が、貸人および借人から、生産緑地の貸借に係る「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」にもとづく事業計画認定の申出を受け、各案件について、青梅市長より青梅市農業委員会へ計画審査が依頼されたものでございます。

それでは、整理番号1番について御説明いたします。

### 整理番号1番

《議案参照。読み上げ》

事業計画の認定を受けるためには、“都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項”の要件を満たす必要があります。この判断については《議案第3号 別紙1》の調書および1枚おめくりいただいて、《議案第3号 別紙2》の申請書を御覧ください。

まず、申請者が当該生産緑地に常時従事する農業者のため、別紙1の第1号から第3号までの要件を満たす必要があります。本人との面談および別紙2の申請書に基づいて判断しております。

第1号。事業の内容が都市農業の有する機能の発揮に特に資するものとして、農林水産省令で定める基準に適合していることが求められますが、生産した農産物の5割以上を青梅市近郊で販売する予定のため、都市農業の有する機能の発揮に特に資する耕作の事業の内容に関する基準「1」のイを満たすと考えられます。また、適切に除草することを確認しましたので、基準「2」を満たすと考えられます。

次に第2号。耕作の事業により、周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと認められることという要件ですが、

## 事務局

申請地で露地野菜を栽培する計画のため、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

最後に第3号。農地の全部効率利用がされることという要件ですが、申請人の耕作状況、必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれると考えております。以上のとおり都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の各要件を満たすため、事業計画の認定要件を満たしていると考えております。

また、農地所有者は主たる従事者の業務として、借受人の従事日数の1割に当たる年間35日間当該生産緑地の見回りを行っていくことになっております。

《議案第3号 別紙3》は、当人同士でとりかわす賃借契約書の案となります。内容については貸付人および借受人ともに承諾済みです。

現地調査でございますが、10月17日に加藤会長と行いまして、調査結果は認定するに相当であるとの判断となっております。

## 議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番については、担当の私から補足説明を行います。

## 委員

議席番号1番 加藤です。

整理番号1番については、冬野菜のネギや大根を作付けしていくということでした。よろしくご審議おねがいします。

## 議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 11 名]

## 議長

挙手 11 名により、可決されました。

よって、議案第 3 号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 4 条第 1 項の規則による事業計画の認定についての決定について」1 件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に議案第 4 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積等促進計画案について」2 件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

## 事務局

それでは議案第 4 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積等促進計画案について」御説明致します。議案の 5 ページを御覧ください。

本件は、農地所有者より農業会議へ農地中間管理事業による農用地等貸付希望申出書の提出および、借受希望者より農用地等借受応募書の提出がありました。そのため、東京都農業会議より青梅市に対して、農用地利用集積等促進計画の事前協議がございました。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定により、この促進計画については農業委員会の意見を得ることが求められているため、青梅市長より青梅市農業委員会へ議案のとおり促進計画の内容について審議と承認が依頼されたものでございます。

それでは、整理番号 1 番を御説明いたします。

整理番号 1 番 議案参照 読み上げ

本案件について、農用地利用集積等促進計画を作成しました。こちらについては

## 事務局

議案第4号別紙1を御覧ください。

こちらは新規の申し込みとなり、設定する権利は賃貸権です。

契約期間は2025年12月1日から2035年11月30日までの10年間です。

また、権利の設定には、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定による各要件が満たされていることが求められます、こちらに関しましては、《議案第4号 別紙2》の調書を御覧ください。

### ◎農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項

はじめに、第1号「基本方針及び農地中間管理事業規程に適合するものであること」でございますが、築地さんは認定新規就農者であり、認定農業者等の中核的な担い手への農地の集積として、経営規模の拡大や農地の集約化を図ろうとするものであり、都の基本方針構想及び農業会議の規定に適合するため、第1号には該当すると考えております。

続いて第2号のイ「農地の全部効率利用」およびロ「農作業常時従事」については、権利の設定を受ける者の保有している機械の能力、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれ、現地調査にて権利の設定を受ける者は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれるため、ともに該当すると考えます。

続いて第3号のイとロについては、適用致しません。

最後に第4号「農地にかかる権利を持つ全ての者の同意を得ること」でございますが、本案件は所有者である貸人、借人の両者に促進計画を確認いただき同意をもらっております。従いまして全ての権利者の同意を得ておりますので、該当すると考えております。

よって農地中間管理事業の促進に関する法律第18条第5項各号の要件と照合した結果、別添調書のとおり、許可要件をすべて満たしていると考えます。

また、申請地においては、露地野菜・栗を栽培する予定になっております。

現地調査につきましては、10月16日に新井委員さんで行いまして、支障なしとの協議結果となっております。

以上でございます。よろしく御審議をお願い致します。

**議長**

事務局の説明は終わりました。

**議長**

整理番号1番について、新井委員さんの補足説明は何かございますか。

**委員**

議席番号8番 新井です。

整理番号1番ですが、露地野菜を作っていくということで問題はありません。よろしくご審議おねがいします。

**議長**

整理番号2番について、天野委員さんの補足説明は何かございますか。

**委員**

推進委員 天野です。

整理番号2番は、果樹のゆずを作付けしていくそうです。よろしくご審議おねがいします。

**議長**

担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

**議長**

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

## 議長

[挙手 11 名]

挙手11名により、可決されました。

よって、議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画案について」2件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に議案第5号「農業経営基盤強化促進法に基づく地図の素案の提出(依頼)」を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

## 事務局

それでは、議案第5号「農業経営基盤強化促進法に基づく地図の素案の提出(依頼)」についてご説明いたします。議案と別添資料をご確認ください。基盤強化促進計画につきましては、農業委員会より目標地図の素案を青梅市長へ提出することが求められています。本日につきましては、青梅市長から農業委員会に対して目標地図の作成依頼と11月に向けた目標地図の提出のご説明になります。詳細につきましては、11月の農業委員会の際に再度ご説明いたします。ご審議よろしくお願いたします。

## 議長

事務局の説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

## 議長

御意見、御質問等ないので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 11 名]

## 議長

挙手11名により、可決されました。

よって、議案第5号「農業経営基盤強化促進法に基づく地図の素案の提出(依頼)について」は原案のとおり承認することに決定いたしました。

## 議長

次に、日程5の報告事項に移らせていただきます。

それでは報告事項として、会長専決処理等の報告を申し上げますので、別冊の報告書を御用意ください。

それでは報告に移ります。

はじめに「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は、1件で1ページに記載された通りです。

次に「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」は、5件で2ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」は、7件で3～4ページに記載されたとおりです。

## 議長

以上で報告は終わります。御質疑等がなければ、報告のとおり御了承をいただきたいと存じますがよろしいでしょうか。

[異議なし]

## 議長

ありがとうございました。ただいまの報告をもちまして、本日の審議はすべて終了いたしました。

慎重な御審議を賜りありがとうございました。

感謝を申し上げ総会を閉会とさせていただきます。

なお、全員協議会は午後3時30分から開会いたします。